

ただいま新築・リフォーム着工中

新築工事 / 西京区川島桜園町



6月中旬より外壁工事を行っています。建物に雨水等が侵入しないように防水シートを貼り、外壁材との隙間に通気層兼用の下地を施工しています。天候次第ではありますが7月には外壁工事が完了できますよう進めて参ります。



新築工事 / 大原野西境谷町



育った地に戻り、思い出たくさん場所で、薪ストーブのぬくもりを感じながらのんびりと暮らしたい。大黒柱を自分たちの手で磨くことも「思い出」。孫たちが大集合できる明るく温かい家になりたいと願いを受け基礎着工いたしました。



改修工事 / 宇治市榎島

大規模リフォームが完成しました！



開催情報



家づくり勉強会

7月14日【日】・8月17日【土】・18日【日】

会場：大原野事務所

1部：10:00～11:30 「土地・資金計画と準備」

2部：13:00～14:30 「小野建築設計の家づくり」



暮らし見学会

大原野エリア

7月28日【日】 13:00～16:00

集合：お申し込み後に案内いたします
のんびりぐらしの家に入らせていただき
実際にお住いのオーナー様から暮らしの様子を伺います。



竹やぶ整備

8月25日【日】 9:00～14:00

集合：のんびり舎

【持ち物】昼食・水筒

梅雨に入り館づくりも小休憩。竹林を
過ごしやすくするため整備します。

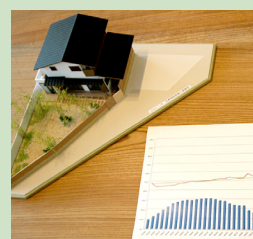


おのファームタニシ・草取り

8月17日【土】 9:00～12:00

集合：おのファーム

田んぼに侵食する草やジャンボタ
ニシを取り除きます。
暑さ対策を万全にお越しください。



補助金勉強会

7月13日【土】 10:00～11:30

会場：大原野事務所

リフォームや新築など住まいづくりに
関する補助金。何が該当するのか、
要件などお話しします。



相続相談会

8月17日【土】 10:00～12:00

会場：大原野事務所

多くいただく相談「竹林があるが相続
はどうしたらいいんやろか？」にお答え
しています。

ツアー・見学会・勉強会はすべて **予約制** です

電話：075-335-2254 または、

webサイトお問合せフォーム より、お申込みください



お問い合わせページ

コラム

なぜ？ どうして？

小野建築設計「のんびりぐらしの家」Q & A

これから家を建てよう、リフォームしようというお客様からよくいただく質問に対して回答コーナーを設けました。
毎月1つずつお答えさせていただきます。

今回は「大黒柱ってなに？なぜ入れるの？」

という質問についてお答え致します

弊社の建染のシンボルとして多くのお客様のお家に立つ大黒柱。一家の大黒柱や童話「せいくらべ」の歌詞にもあるそれは、古くから日本の建築には欠かせない、家を支える一番太い柱です。昨今プレカット技術の向上から、材料コストを少しでも削減しようという流れがあり、構造の面で代用できる大黒柱は、ほとんどの家から消えていまいました。

『大壁』という柱や梁を見せない工法が広まり、かつての日本家屋にあった『柱が見える真壁造り』が一部の和室以外にはほとんど見られなくなっているのが現状です。

.....

そんな中、私共はあえて大黒柱を復活させ、家族皆が集うリビングに大胆に立てる事を標準としています。家はこの先、きちんとメンテナンスをしながら親子何代にも渡って受け継がれる大切なものです。そこに立つ大切な大黒柱をお施主様とともに産地へ選びに行き、御自身の手で磨いたものを家に立てる。家族が増えれば童話よろしく大黒柱に背の丈を刻む。その子が大きくなり孫ができ、今度は子と孫とでせいくらべ。代々思い出を刻み続ける大切なシンボルを設けることで「家をただの拠点ではなく、大切な思い出の詰まった帰るべき場所として守り続けてほしい。」そんな思いを込めて、皆様へ大黒柱を提案させていただいております。

.....

また、プレカット技術の向上は、大工職人の技術にも影響を及ぼしていると言われ、工場で正確に成型された継ぎ手により大工の腕の見せ所である「刻み」作業が必要なくなりつつあります。『工務店として弊社の大工には、大工さんと敬意を込めて呼ばれる技術を持ち続けてほしい』という思いから機械で製材のできない丸太の大黒柱をあえて採用し、手刻みの技術を日々磨き続けてもらうという目的もあります。



【工務】河邊

第9回 相続よろず話



藤田 和彦

二級建築士 / 宅地建物取引士
お土地の事はご相談ください

今回は、「被相続人(財産を残して亡くなった方)の居住用財産を売った時の特例」を受けるための要件にはどのようなものがあるのかをご説明いたします。
まず、対象となる「家屋」及び「敷地」がどんな状態であれば良いのでしょうか？
① 建物が昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたこと。
② 区分所有建物登記がされている建物(分譲マンション等)でないこと。
③ 相続開始の直前において被相続人以外に居住をしていた人がいなかったこと。
この 3 点です。③については、要介護認定を受けて老人ホーム等に入所しておられた場合で、一定の要件を満たすときは、適用の対象となります。
今回は、「特例を受けるための要件」にどのようなものがあるかを
ご説明していきます。

土地・家なんでも座談会

8月17日【土】

1部/10:00～12:00 ・2部/13:00～15:00 ※2部とも同じ内容です
会場：大原野事務所 土地や家まつわる疑問を座談会形式でお話します

